

答申・報告書等

地域経済産業分科会

「今後の工場立地法のあり方について（報告書）」

地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（平成16年1月22日）

報告書の概要

工場立地法が各工場に設置を義務づけている緑地やその面積比率といった事項について、構造改革特区や総合規制改革会議への提案・要請がなされた。これを受け、産業構造審議会地域経済産業分科会に工場立地法検討小委員会を設置し、今後の工場立地法のあり方について幅広い観点から検討を行い、以下のような報告書を取りまとめた。

（１）緑地及び環境施設について

- ・ 従来緑地として認められていなかった屋上及び壁面等に整備された緑地について、一定の範囲内で緑地の面積に算入する。
- ・ 従来環境施設として認められていなかった施設について、工場が立地している地域の周辺生活環境と調和していると認められるような場合に、これを環境施設として認めることを可能とする。
- ・ 都道府県等が条例で定めることができる緑地等の面積率の幅を拡大する。

（２）生産施設について

- ・ 各業種毎に生産施設を設置できる面積率の上限が設定されているところ、業種毎の公害物質の排出量の削減状況を踏まえて、各生産施設面積率の上限を引き上げる。

貿易経済協力分科会

「外国公務員贈賄防止のための効果的な施策のあり方について」(報告書)

(貿易経済協力分科会国際商取引関連企業行動小委員会(平成15年2月6日))

報告書の概要

外国公務員贈賄防止に関する国内外における環境変化を踏まえ、更なる外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方を検討することが必要との問題意識の下、OECDの外国公務員贈賄防止条約を巡る課題について議論を行い、以下の報告をとりまとめた。

(1) 早急な法制度の整備

外国公務員贈賄罪については、現行の規制内容に加えて、
外国公務員贈賄罪に関し国民の国外犯を処罰する、
贈賄を通じて得た収益を没収する
ために早急な法整備の検討が必要である。

(2) 政府の支援の強化

政府としては、
企業の自主的な取組促進のための情報提供や指針の策定を検討すること、
外国公務員贈賄防止対策を関係者に広く周知・普及すること、
国際的な協調を推進すること等、企業における対策の円滑化に努めること
を検討すべきである。

また、報告書の別添として、「外国公務員贈賄防止指針」の案文を提示した概要は以下のとおりである。

企業が目標とする内部統制の在り方について、外国公務員贈賄防止の視点に特化して留意すべき内容を例示

不正競争防止法における処罰対象範囲について、具体例を交えながら逐条的に解説

OECD外国公務員贈賄防止条約や輸出信用における措置等について説明

産業技術分科会

「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会における評価報告書」

産業技術分科会評価小委員会（平成16年2月2日、平成16年3月29日、平成16年7月7日）で了承又は報告された評価報告書は合計32件。

うち1件の評価概要を以下のとおり例として紹介する。

製鉄プロセスガス利用水素製造技術開発プロジェクト中間評価報告書の評価概要

研究開発目標は、具体的かつ定量的に設定され、研究体制も、各々の技術領域において適切な分担と連携がなされており、妥当である。

要素技術の開発も、概ね中間目標を達成し、順調に進捗している。また、触媒によるドライガス化からメンブレンリアクターまでの研究開発のステップアップが、プラント規模のステップアップを意識した構造になっており、事業化のためのビジネスモデルとしても優れている。

一方、メンブレンリアクターの開発は、新規性が高く、挑戦的な性格のテーマであり、実用化までに克服すべき問題があるので、基礎的知見の整備を図ることが必要である。

また、研究開発期間の後半は、システム設計・開発の側面が強まるため、効果的な事業化体制の確立が重要となる。さらに、水素の貯蔵・輸送を含めた技術的、経済的及び安全面からの比較検討も必要である。

以上から、本プロジェクトは、実用化の段階から見ればまだ距離はあるものの、産業技術化できる見通しは高く、本技術が全国のコークス炉44基に採用されると、我が国のエネルギー産業構造に大きなインパクトを与えるなど、波及効果も十分に見込めることから、引き続き研究を継続すべきである。

他31件の評価報告書名

【プロジェクト評価】

- ・断熱材ウレタンのリサイクル工程に係る安全技術の開発事後評価報告書
- ・燃料電池用燃料ガス高度精製技術開発プロジェクト中間評価報告書
- ・鉱物資源探査技術開発等調査中間評価報告書
- ・生物機能利用砂漠地域二酸化炭素固定化技術開発事後評価報告書
- ・製品等ライフサイクル環境影響評価技術開発事後評価報告書
- ・石油精製高度統合運営技術開発事業事後評価報告書
- ・都市ガスの岩盤貯蔵技術調査事後評価報告書
- ・高度保安型バルク供給システム技術開発事業事後評価報告書
- ・石油ガス供給の大型化に伴う安全管理技術開発事業事後評価報告書
- ・保安合理化対策のための技術開発事業事後評価報告書
- ・高効率LPガスエンジンの開発（石油ガス利用・供給機器技術開発）事後

評価報告書

- ・ 飛灰無害化技術開発事後評価報告書
- ・ 石油代替エネルギー国際共同研究開発プロジェクト事後評価報告書
- ・ エネルギー使用合理化技術国際共同研究開発プロジェクト事後評価報告書
- ・ 石油産業高度化技術開発プロジェクト評価（事後）報告書
- ・ 実用発電用原子炉廃炉設備確証試験 / 技術実証プロジェクト評価（事後）報告書
- ・ 将来型軽水炉安全技術開発 / シビアアクシデント対策設備安全性調査プロジェクト評価（事後）報告書
- ・ プルトニウム有効利用炉心技術調査 / 炉心安全性調査プロジェクト評価（事後）報告書
- ・ 「放射性廃棄物共通技術調査」中間評価報告書
- ・ 新高度技術普及共同利用促進事業事後評価報告書

【制度評価】

- ・ 中小企業関連研究開発制度（創造技術研究開発事業・課題対応技術革新促進事業）評価報告書
- ・ 地球環境対策技術2事業制度（CO₂削減等地球環境産業技術研究開発事業・地球環境保全関係産業技術開発促進事業）評価報告書
- ・ エネルギー環境二酸化炭素固定化・有効利用プログラム3事業制度評価報告書（二酸化炭素固定化・有効利用技術実用化開発 / 地球環境国際協力推進事業 / 地球環境保全関係産業技術開発促進事業）
- ・ 未踏ソフトウェア創造事業制度評価（中間）報告書
- ・ 革新的実用原子力技術開発費補助金制度評価検討会評価報告書
- ・ ウェルフェアテクノシステム研究開発事業 / エネルギー使用合理化在宅福祉機器システム開発助成事業制度評価（事後）報告書
- ・ 世界標準形成地域技術実用化開発事業制度（事後）評価報告書

「今後の科学技術政策～技術革新と需要創出の好循環の実現に向けて～（中間取りまとめ）」

産業技術分科会基本問題小委員会（中間取りまとめ）（平成16年6月18日）

報告書の概要

(1)第二期科学技術基本計画期間の終わりにさしかかり、平成18年度から始まる5年間の計画に向けて、我が国経済及び産業の発展のために科学技術政策はいかにあるべきかということについて中間取りまとめを行った。

(2)我が国の科学技術政策は、平成7年の科学技術基本法制定を受けた2期にわたる科学技術基本計画の下で、政府研究開発投資の充実や技術革新を促進するための制度改革等の環境整備を着実に進めてきた。

(3)バブル崩壊以降、長く続いた景気低迷と閉塞感から抜け出しつつある今、競争が激しさを増す国際社会の中で我が国経済と産業が確固たる中長期的発展基盤を築くためには、「技術革新と需要創出の好循環」を実現することが科学技術政策に求められる重要な役割と考える。

(4)極限まで高度化される技術、熾烈な国際競争の下で変革を遂げる民間技術経営などの状況変化を踏まえると、今後の科学技術政策を推進するに当たっての重要な視点は、以下の3つである。

「技術革新の源泉となる基礎研究の戦略的推進」～出口を見据えた基礎研究

「科学技術マネジメントの改革」～改革された制度的確な運用

「技術革新人材の育成と教育の充実」～科学技術政策の原点は人づくり

(5)これらの視点に基づき、主要な政策課題を整理すると以下のとおり。

< 産業技術に係る研究開発の戦略的推進 >

- ・ 戦略的な研究開発の企画立案（出口を見据えて基礎まで掘り下げた研究開発を効果的に実施するために、技術マップ・ロードマップを導入）
- ・ 研究開発の効果的な実施体制（異業種連携、産学連携等を促進する統合的な取り組み）
- ・ 研究開発と知的財産戦略・標準化戦略等の関連施策との一体的推進
- ・ 研究開発の柔軟な実施と厳格な評価

< 研究開発型ベンチャー振興や産学連携の戦略的推進 >

- ・ 研究開発型ベンチャーの振興
- ・ 産学官連携を促進する環境整備（産学連携の円滑化のための知的財産管理、営業秘密管理等の環境整備）
- ・ 地域再生を担う産業育成のための技術開発振興

< 技術革新の源泉となる基礎研究の戦略的推進 >

- ・ 大学における出口を見据えた基礎研究の重要性と推進に向けた課題（競争的研究環境の充実、「教育」・「研究」の区分管理等を通じた基礎研究の質の向上、ピア・レビュー制度の改善、既存分野を融合した研究の推進）
- ・ 技術革新を支える公的研究機関の役割（知識統合の場の提供、産学の橋渡し役などの機能の発揮等）

< 政府の総合的科学技术政策の取組みの強化 >

- ・ 政府研究開発投資に係る資金と人材の配分の実態把握
- ・ 政府研究開発投資全体の重点化の在り方
- ・ 総合科学技術会議の機能の在り方（「司令塔」機能の一層の発揮、より実効的な府省連携プロジェクトの実現等）
- ・ 国の持続的発展の基礎となる重要技術の精選

< 産学官協力による技術革新人材育成と教育の充実 >

- ・ 技術革新を担う人材育成を目指した産学官の協力による理工系大学・大学院教育の充実
- ・ 初等中等教育における産学官の効果的な協力
- ・ 人材の流動化と複線的なキャリアパスの構築
- ・ 海外の優秀な人材、女性人材及び中高年人材の活用の在り方

< 政府研究開発投資の説明責任と国民への理解増進 >

- ・ 科学技術の貢献を国民が実感できるような説明責任の遂行
- ・ 科学技術への関心・理解が高まることで優秀な人材が集まり、より良い成果が生まれる好循環の実現

(6)日本の将来を切り開く投資として重視される科学技術関係予算が措置されている関係府省及び関係機関は、以上のような課題に対する取組みを確実に進めることによって、「国民の期待に応える科学技術」を目指す。

「革新的温暖化対策技術フォローアップWG中間報告」

産業技術分科会研究開発小委員会革新的温暖化対策技術フォローアップWG（平成16年5月19日）

中間報告の概要

地球温暖化対策推進大綱に示された革新的温暖化対策技術の2010年時点の温室効果ガス削減量の目標値（0.6% = 744万トンのCO₂）に対する貢献見込みの検討を行うため、革新的温暖化対策技術の進捗状況フォローアップを行い、以下のとおり取りまとめた。

(1)2001年9月に発表された革新的温暖化対策技術WG中間報告でリストアップされたテーマ及びその後新たに実施された技術開発テーマを対象に、進捗状況を点検した。その結果、各技術開発は概ね順調に推進されているが、一部には2010年でのCO₂削減効果の見込みが厳しいものがあった。

(2)上記のうち、2010年時点で実用化、市場導入が期待できるテーマについて、CO₂削減効果を試算した。その結果、技術開発が計画どおり成功し、製品化・市場導入されることを前提として、2010年時点で750万トンのCO₂（試算値（全電源ケース））～1022万トンのCO₂（参考値（火力ケース））の削減効果が見込めると試算した。

(3)さらに、2030年までにCO₂削減効果が期待できる長期的な温暖化対策技術課題についてリストアップした。これらの長期的な温暖化対策技術課題については、基礎的段階にあるものも多く含まれ、今後の技術シーズの研究動向を踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。

(4)我が国の産業活動や国民生活の利便性維持を図りつつ、地球温暖化対策を進めていくには、今後益々技術開発の重要性が高まっていくと思われる。リスクの高い技術開発を成功に導くとともに、速やかに実用化・普及へと結びつけていくためには政府と民間企業等の一丸となった取り組みが重要である。

車両競技分科会

「オートレース再生集中期間における取組について」(報告書・答申)
車両競技分科会車両競技活性化小委員会(平成16年3月25日)

報告書の概要

ライフスタイル・価値観の変化を背景とした娯楽の多様化や長引く不況の影響を受け、公営競技を取り巻く環境は一層競争的なものとなっている。その中で、オートレースの売上は、平成3年度をピークに減少し、平成14年度にはピークの約4割程度に落ち込んだ。この時代の変化に対して、公営競技としてのオートレースが健全なレジャーを提供するサービス産業の一翼を担い、本来の目的である地方財政への貢献や社会還元を続けていくために、本委員会において議論を行い、以下の報告をまとめた。

- (1) 競技内容・アピールの一層の改善
 - ・新ユニフォームを採用するなどアピールを向上させる。
 - ・選手層を充実させ、迫力あるレースを展開する。
 - ・選手のあっせん・番組の工夫などレースの魅力を向上させる。
 - ・高グレードレースを一層充実させる。
- (2) 開催日程の調整等の推進
 - ・業界全体として開催日程を調整する。
 - ・新規ファン獲得の観点等からナイトー開催を行う。
- (3) 効果的な販売チャネルの整備・拡充
 - ・ファンの利便性に配慮するなど魅力ある本場を実現する。
 - ・専用場外車券売場を設置する。
 - ・電話及びインターネット投票を拡大する。
- (4) 広報の効果的な実施
 - ・知名度を上げ、ファンの理解を深めるために効果的な広報活動を行う。
 - ・地元活性化をアピールし、新規ファン獲得や円滑な競技の実施に努める。
- (5) 効果的・効率的な運営体制の構築
 - ・場毎に全ての関係者が前向きな対応策を講ずるような体制を構築する。
 - ・合理的な範囲で中長期的なリスクシェアができる業界の体制を構築する。
 - ・施行者は業務の包括民間委託について積極的に検討すべきである。
- (6) 業界発展に向けた投資と補助事業による支援
 - ・業界の発展に必要な事業に補助を行い、将来の発展基盤の確立を図る。

答申の概要

平成16年度日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の事業計画、収支予算及び予備費の内容について以下のとおりの審議がなされた。

平成16年度日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の機械工業振興補助事業及び公益振興補助事業に係る事業計画及び収支予算については、原案のとおり了承する。ただし、日本自転車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「地域振興事業補助金」及び「非常災害の復旧及び援護事業補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成17年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。同様に、日本小型自動車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「非常災害の復旧及び援護等補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成17年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。

なお、機械工業振興資金特別会計及び公益事業振興資金特別会計における補助事業費の予備費については、それぞれ1件当たり2,000万円を限度とした補助事業への支出に限る。

情報経済分科会

「電子商取引等に関する準則」の改訂に関する提言 情報経済分科会ルール整備小委員会（平成16年3月1日）

「準則」改訂の概要

（１）準則公表の趣旨

民法をはじめとする現行法は、電子商取引を前提とせずに制定されているため、現行法が電子商取引にどのように適用されるのか、その解釈が明確でない。そこで、「電子商取引等に関する準則」の策定・公表により、解釈についての一つの考え方を提示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的としている。さらに、この準則は電子商取引をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルールメイクの状況に応じて、柔軟に改訂されるべき性格のものと考えている。

（２）改訂の概要

改訂に関する提言は、以下のような論点を新たに取り上げ、法解釈の明確化を図るものである。

（論点例）

ウェブサイトの利用規約

インターネット通販、インターネット・オークション等の様々なウェブサイトにおいては、サイトの利用規約が表示されていることが一般になっている。しかし、その表示方法は多様であり、中身を見ずに取引してしまった、知らないうちに条件が変更されていた、内容がわかりにくく理解できなかった、といったトラブルも生じているので、解釈の指針を示すことにしたものの。

「ノークレームノーリターン」特約の効力

インターネット・オークションにおいて、出品物の説明欄等に「ノークレームノーリターン」（苦情や返品は認めないという意味）という記載が多く見られるが、それを理由に、キズやシミなどの苦情に一切応じない者がいるため、トラブルが生じている。そこで、この点を取り上げて法的見地から解説した上で、説明が不足している場合は、信義則に照らして効力が否定されることもある旨を説明。

情報セキュリティ部会

「情報セキュリティ総合戦略 - 世界最高水準の『高信頼性社会』実現による経済・文化国家日本の競争力強化と総合的な安全保障向上」(報告書)

情報セキュリティ部会(平成15年10月10日)

報告書の概要

背景

米国における送電網への不正侵入(2001/6)、金融・運輸でのシステムダウンによる混乱(2002~2003)といった事故・事件が実際に発生するなど、ITの問題が社会に損害を及ぼす危険性が飛躍的に増大。

我が国においても、国や自治体の取り組みが不十分な上に、バラバラな対応。企業や個人の多くも取り組みが不十分であるとの指摘が多い中、このような現状を踏まえ、関係省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、総務省)の協力も得ながら、我が国全体の総合的な情報セキュリティに関する戦略をとりまとめた。

「戦略」の骨子

【基本目標】世界最高水準の「高信頼性社会」の構築

「高信頼性社会」構築を、経済・文化国家日本の「強み」を活かした国家戦略とし、その要となる「情報セキュリティ対策」に重点的に資源投入するための3つの戦略及び42の施策項目を策定。

【戦略1】しなやかな「事故前提社会システム」の構築(高回復力・被害局限化の確保)

「情報セキュリティに絶対はなく、事故は起こりうるもの」との前提で、
事故の回避(予防)・被害局限化・迅速な回復をバランスよく実施

事故情報、警戒情報等を迅速に共有する官民連携の情報セキュリティ早期警戒パートナーシップの実施

政府・重要インフラ共同でのサイバーテロ演習の実施 等

【戦略2】「高信頼性」を強みとするための公的対応の強化

「高信頼性」を強みとすべく、国家的視点から、技術基盤・制度基盤両面にわたる公的対応を強化

セキュアプログラミング手法の確立等の基礎技術基盤の強化

国の主権に関わるリスクへの対応 等

【戦略3】内閣機能強化による統一的推進

「内閣官房情報セキュリティ対策推進室」の機能・人員の大幅拡大による統一的な施策推進

政府・自治体・重要インフラなどの事故情報の総合的な収集体制の構築
各省庁に対するセキュリティ監査や侵入テスト等の検査の実施 等

商品取引所分科会

「商品先物市場制度の改革について（中間報告書）」

商品取引所分科会（平成15年12月2日）

報告書の概要

我が国商品先物市場は、「委託者保護」、「市場の国際化」、「市場に利便性向上」及び「市場の信頼性向上」の基本理念の下、制度改革に取り組む必要がある。以下、具体的な改革の方向性をとりまとめた。

（１）商品取引所を中心とする市場機能の向上

- ・必要証拠金について、委託者から取引所に直接預託する制度を創設する。また、それを超える委託者資産について、取引員における分離保管等措置を徹底する。
- ・取引員破綻時における委託者債権保全のためのセーフティネットとして、委託者保護基金（仮称）を創設する。
- ・先物取引の決済の安全性・効率性確保のため、アウトハウス型クリアリングハウス（複数の取引所にまたがって決済の効率化が可能）を導入可能とする。
- ・商品取引所を、現在の会員組織に加え、株式会社組織を選択可能とする。
- ・商品取引所の会員資格・取引資格が与えられる「当業者」について、上場商品のユーザー業者にも範囲を拡大する。

（２）商品取引員による市場仲介機能の適正化

- ・商品取引員を市場仲介機能の担い手として位置づけ、現在の商品市場ごとなどの細分化された許可制度から市場横断的な包括的な許可制度に変更する。
- ・財務要件について、個々の商品取引員のリスク負担等に応じた純資産要件を設定し、早期是正措置等を導入する。また、純資産の評価方法を厳格化する。
- ・適合性原則（先物取引を行うにふさわしい知識、経験及び財産を有する顧客を勧誘すること）や、説明義務（顧客に先物取引の仕組み・リスク等を説明すること）の法定等の勧誘規制を厳格化する。

（３）取引所外取引における市場機能の適正化

- ・一定の上場商品について、先物市場類似施設（当業者等による自己取引に限る）の開設を一定要件の下で解禁する。

新成長政策部会

「新産業創造戦略」

新成長政策部会（平成16年5月17日）

報告書の概要

（1）はじめに

ようやく最近、経済には明るい兆しが見られる。今後、重要なことは、これを確固たる流れとし、中長期的にも安定的な成長を図ることである。こうした考え方の下、国際競争に勝ち抜くべき先端産業群、社会ニーズに対応した産業群、地域再生に貢献する産業群の3本柱で戦略を策定。

（2）戦略分野

上記を踏まえ、日本経済の将来の発展を支える戦略分野であること、我が国の産業集積などの強みが活かせる分野であること等の条件から、以下の7つを戦略分野として抽出。

国際競争に勝ち抜く先端産業群

燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ

社会ニーズに対応した産業群

健康福祉機器・サービス、環境・エネルギー機器・サービス、

ビジネス支援・サービス

これら7分野について、2010年の市場規模とそれを実現するためのアクションプログラムを策定。2010年までに7分野合計で約200兆円から約300兆円への拡大を展望。

地域再生に貢献する産業群

地域の産業群については、地域を基盤とした先端産業、ものづくり産業の新事業展開、地域サービス産業の革新、食品産業の高勝ちの4つに類型化。共通の成功の秘訣として、顔の見えるネットワークの充実等を抽出。

（3）横断的政策課題

「人材育成」、「知的財産保護」、「研究開発」をはじめ、ここ5年から10年の政策的な方向性として、14項目にわたる横断的な政策課題を抽出。

（4）産業構造の中長期展望

本戦略では、戦略7分野及び関連産業の成長、少子高齢化による消費構造の変化、東アジア地域の経済統合の進展といった効果を考慮して、2010年、2025年の我が国の産業構造の中長期展望を試算。製造業は、引き続き一定程度の規模を確実に維持し、またサービス業は、対事業所サービス、医療・社会保障等は大きく成長し雇用の場を提供すると展望。

W T O 部会

「 2 0 0 4 年 版 不 公 正 貿 易 報 告 書 」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成16年3月29日）

報告書の概要

我が国の主要貿易相手国・地域が採用している問題のある貿易政策・措置を明らかにし、このような政策・措置の撤廃や改善を促すため、同委員会にて、W T O 協定を始めとする国際的に合意されたルールを分析基準としつつ議論を行い、毎年年度末に報告書を発表している。今年度（2004年度）の報告書概要は以下の通り。

< 米国 >

米国は、貿易救済措置を頻繁に発動している国の一つであり、中でもアンチ・ダンピング分野の制度や運用には多くの問題が見られ、我が国をはじめ多くの国がその濫用的な運用の被害を被ってきたところである。

以下の措置については、W T O の紛争解決手続によってW T O 不整合性が確定したにもかかわらず、未だ是正が行われていない。履行期限が経過した1916年アンチ・ダンピング法及びバード修正条項については、W T O 上認められる対抗措置の権利行使も視野に入れて、強くその廃止を求めていく。熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置についても、履行期限内に所要の法改正等が行われるよう注視していく。

- ・ 1916年アンチ・ダンピング法
- ・ バード修正条項（1930年関税法修正条項）
- ・ 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置

< 中国 >

中国は、W T O 加盟に伴い広範な約束を行っており、加盟以降多数の法令の改廃を行ったことなどは評価できるが、国内法制の整備・改正の遅れや、それらの透明かつ統一的な運用の不徹底を含め、是正が望まれる点が多くある。特に以下の措置については問題の程度が大きく、大きな懸念を有する。

- ・ 半導体に賦課される増値税の還付に関する問題
- ・ 自動車販売に関する輸入車と国産車の併売に関する問題
- ・ 自動車・同部品の輸入割当制度の運用
- ・ 写真フィルム等に関する関税譲許不履行
- ・ アンチ・ダンピング措置の運用
- ・ 貿易権・流通業に関する法整備の遅れ
- ・ 模倣品・海賊版等の不正商品の横行（後述）

< E U >

E Uにおいては、環境や健康、安全等に関する共通の域内規制が新たに導入されつつあるが、その我が国産業に与える影響が大きく、産業界においてその貿易制限的効果への懸念が高い。中でも、以下の措置については、我が国産業界としてもその内容に大きな懸念を有しているところである。

- ・ 化学品規制 (R E A C H) 案
- ・ 電気・電子機器廃棄物に関する指令 (W E E E)
- ・ 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令 (R o H S)

< A S E A N >

A S E A N各国においては、高関税品目やサービス貿易や投資についての外資規制等が多く残存しており、産業界の大きな懸念事項となっている。これらの多くは、W T O協定上の義務に必ずしも違反するものではないが、自由貿易を推進する観点から自由化の進展が望まれる。

- ・ マレーシア：自動車に関する内国税の適用等に関する問題
- ・ タイ：デジタルカメラの関税賦課に関する問題

< 中国、香港、台湾、韓国、A S E A N共通 >

東アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品の横行は、我が国産業界にとって大きな問題となっている。

消費経済部会・割賦販売分科会

「産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会・割賦販売分科会割賦取引小委員会（合同委員会）報告書」

消費経済部会特定商取引小委員会・割賦販売分科会割賦取引小委員会（平成16年1月29日）

報告書の概要

消費経済部会特定商取引小委員会、割賦販売分科会割賦取引小委員会では、平成15年9月から7回にわたる審議（うち特定商取引小委員会のみ開催が3回）において、消費者トラブルや特定商取引法の法制度等の現状を分析し、これに基づいて、特定商取引法について法律改正をもって措置すべき事項、及びこれに関連して割賦販売法について法律改正をもって措置すべき事項について検討し、これに基づいて以下の報告をとりまとめた。

（1）消費者トラブル等の現状

- ・懸念される高齢者・若年層のトラブル
- ・悪質な消費者取引によるトラブルの増加

（2）措置の基本的な方向

特定商取引法が、悪質商法等の防止のための取締法規として一層実効性を高めるとともに、これと一体で適切な民事ルールとしての機能を強化し、十分に発揮できるよう、下記の基本的方向に基づいて、必要な措置を講じる。

- ・行政規制の実効強化等
- ・民事ルールの整備

（3）措置内容

「消費者トラブル等の現状」及び「措置の基本的な方向」を踏まえ、特定商取引法及び割賦販売法において、以下の各項目で記される内容について、法改正等によって措置すべきである。

- ・販売目的を隠匿した勧誘等に対する規制強化
- ・不実告知及び故意の事実不告知に関するルールの強化
- ・クーリング・オフ妨害に対する措置
- ・不実告知等による意思表示の取消
- ・連鎖販売取引における中途解約時の返品ルール等
- ・連鎖販売取引における抗弁権の接続
- ・業務提供誘引販売取引における損害賠償額等の制限
- ・誇大な広告・勧誘に対する調査手続の整備
- ・報告徴収等の対象事業者の拡大

環境部会

「品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定」 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（平成15年9月8日）

概要

品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものであり、平成2年に初めて策定された後累次の改定を行い、今回の改定は7度目となっている。

今回の改定は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成三年四月法律第四十八号）の施行及び前回改定（平成13年7月）から2年間を経過したことをも踏まえ、個別品目・業種毎の3R対策を質・量ともに高めていくことを目的とし、従来の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」の充実を図ったものである。今回の改定の特徴は以下の通り。

(1) リサイクル対策の構築

・オートバイ、自動車用鉛蓄電池、ぱちんこ遊技機について、新たなリサイクルシステムを構築することとし、建設資材は広域再生利用指定制度の活用による回収・リサイクルに取り組むこととした。

(2) リサイクル関連目標の拡充・強化

・アルミ缶、小形シール鉛蓄電池、建設資材について新たな数値目標を設定するとともに、ガラスびん、アルミ缶、プラスチック（農業用塩化ビニルフィルム）、タイヤについてこれまでより高いリサイクル関連目標を設定した。

(3) 3Rへの設計・製造段階での配慮及び取り組みの公表の具体化

・自動車、オートバイ、家電製品、小形二次電池、ぱちんこ遊技機、パソコン、複写機、浴槽及び浴室ユニット、システムキッチンについて、具体的な公表方法を明示した。

(4) 有害物質対策の強化

・自動車、オートバイ、パソコン、複写機について、削減対象・削減目標・削減時期を明示した。

(5) 繊維関係の内容の充実

・品目別（カーペット、布団、繊維製品）及び業種別（繊維工業）の3R対策内容を大幅に充実した。

(6) 産業廃棄物の最終処分量の削減目標の見直し

・非鉄金属製造業、自動車製造業、自動車部品製造業、ゴム製品製造業、石炭鉱業において、最終処分量の削減目標の見直し又は新規の設定を行った。

「循環ビジネス戦略～循環型社会を築くビジネス支援のあり方～（中間報告）」
産業と環境小委員会地域循環ビジネス専門委員会（平成16年2月）

報告書の概要

本専門委員会では、循環型社会の形成に当たり、地域レベルでの取り組みとビジネスの担う役割が極めて大きいとの認識の下、今後の国による地域循環ビジネス支援のあり方を検討するため、廃棄物・リサイクルの現状、多様な循環ビジネスの現状と課題、特に廃棄物・リサイクル事業の創出に大きな役割を担う地方自治体における循環ビジネスへの取り組み状況、現在の国による地域における循環ビジネス支援策の現状と課題をレビューし、今後の地域循環ビジネス支援のあり方を議論し、以下の中間報告をとりまとめた。

- (1) 我が国の廃棄物・リサイクルの現状
 - ・廃棄物処理・リサイクル政策の現状
 - ・廃棄物・リサイクル問題の現状
- (2) 我が国循環ビジネスの現状と課題
 - ・リサイクル法制と循環ビジネス
 - ・製造事業者等による循環ビジネスの現状
 - ・地域におけるコミュニティレベルの循環ビジネスの進展
 - ・各主体における循環ビジネス推進上の課題
- (3) 地方自治体における地域循環ビジネスへの取り組み
 - ・地方自治体における廃棄物・リサイクル事業の現状
 - ・先進自治体における循環ビジネスへの取り組みの進展
 - ・地方自治体における循環ビジネス推進上の課題
- (4) 我が国地域循環ビジネス支援策の現状と課題
 - ・エコタウン事業の現状と評価
 - ・エコタウン事業ハード施設の分析（試案）
 - ・エコタウン事業におけるハード施設運営上の課題
 - ・環境コミュニティ・ビジネス事業の現状
 - ・省エネ・リサイクル支援法による金融支援策の現状
 - ・国による地域循環ビジネス支援策の課題
- (5) 今後の地域循環ビジネス支援のあり方
 - ・循環ビジネスを巡る状況と多様な主体による循環ビジネスの進展
 - ・新たな地域循環ビジネス展開に向けた関係者への期待
 - ・今後の地域循環ビジネス支援政策への提言

知的財産政策部会

「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて（中間取りまとめ）」
知的財産政策部会（平成16年1月29日）

報告書の概要

経済再生に向けた最も有力な切り札の一つとしての知的財産政策に対する期待がとりわけ高い中、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、「特許戦略計画」及び「[平成15年特許法等の一部を改正する法律案]に対する附帯決議」等を踏まえ、今国会で成立した「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」に直接関連した課題を中心に、迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について以下の内容の中間取りまとめを行った。

（１）特許審査の迅速化に関する目標

特許審査の迅速化に関する最終目標（審査順番待ち期間をゼロとする目標）の実現に向けて、審査順番待ち期間短縮の中期・長期の目標を定めるとともに、これらの目標を達成するための毎年度の実施計画を策定し、関係府省の協力を得つつ、必要な法律改正や予算・増員等の措置を行うべき。

（２）審査順番待ち期間ゼロに向けた総合施策

審査処理促進に向けた取組

- ・ 審査体制の整備
 - ・ 指定調査機関の指定要件見直し等による新規参入の促進
 - ・ 改訂審査基準の適切な運用
 - ・ 弁理士の貢献等
- 出願・審査請求構造の適正化
- ・ 特許関係料金体系の見直し
 - ・ 企業の経営者等への協力要請
 - ・ 特定の指定調査機関が作成する調査報告書を出願人が添付した場合の審査請求料の減額
 - ・ 弁理士の貢献

迅速・的確な権利付与のための基盤整備

- ・ 迅速・的確な権利付与に必要な人材基盤に関する行政機能の強化
- ・ 迅速・的確な権利付与に必要な情報システム基盤に関する行政機能の強化

「職務発明制度の在り方について（報告書）」

知的財産政策部会（平成16年1月29日）

報告書の概要

「知的財産戦略大綱」において、職務発明制度の改正の是非及び改正の方向性について検討し結論を得るべきとされたことを受け、我が国の職務発明制度の在り方について議論を行い、以下の報告をとりまとめた。

（１）職務発明制度の現状と課題

近年の知的財産に対する国民の関心の高まりを背景に、特許法第35条について以下の問題点が指摘されている。

従業者等は、多くの場合使用者等が一方的に定めた対価の支払いを受けているため、自己の発明活動に対する評価についての納得感が低い。

最高裁判決において特許法第35条第3項は実質的に使用者等と従業者等との間の取決めによっても排除できない強行規定と解釈され、また、対価の算定基準も具体性を欠き、発明完成後の使用者等の貢献等が十分に考慮されていないため、使用者等にとって支払うべき対価の額が極めて不透明な状況に置かれ、企業の研究開発活動への不安定性が増大している。

（２）職務発明制度改正の具体的方向

特許法第35条第1項（職務発明について使用者等に通常実施権を認める。）及び第2項（職務発明に係る権利について使用者等への予約承継を認め、自由発明に係る権利について使用者等への予約承継を禁止する。）の規定を維持すべき。

権利の承継があった場合の対価の決定が使用者等と従業者等との立場の相違にかんがみて不合理でなければその決定された「対価」を尊重し、不合理である場合には従業者等に「相当の対価」を請求する権利を認めるべき。また不合理性の判断において、対価の決定の手續面を重視すべき。

「相当の対価」が決定される際に幅広い事情が考慮されるよう、第35条第4項の規定を明確化すべき。

今回の改正において、特許法第35条に、職務発明に係る外国における特許を受ける権利等の承継等に係る規定を置くことは見送るべき。

特許法第35条に、対価請求権について短期消滅時効の規定を設けるべきではない。

職務創作制度、職務考案制度についても、同様の制度改正を行うことが適當。

「実用新案制度の魅力向上に向けて（報告書）」

知的財産政策部会（平成16年1月29日）

報告書の概要

実用新案制度が使いづらいとの批判を踏まえ、実用新案制度の魅力を上させる観点から、実用新案制度の見直しについて議論を行い、以下の報告をとりまとめた。

（１）法改正事項

- ・実用新案権の存続期間を出願から10年に延長することが適当。
- ・実用新案登録に基づく特許出願制度を導入すべき。また、その際には、特許出願時に基礎とした実用新案権を放棄することを条件とする等の制限を設けるべき。
- ・実用新案登録について、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正を可能とすべき。また、その際には、訂正の回数を1回に限り認める等の制限を設けるべき。
- ・実用新案権の存続期間の延長に伴い、出願時に納付する登録料を軽減するよう配慮しつつ、登録料の見直しを行うことが適当。
実用新案登録について、刊行物公知以外の無効理由の情報も提供可能とすべき。

（２）運用による対応

- ・先行技術調査の充実等、評価書の的確性及び分かり易さの向上を図るべき。
出願から登録までの期間を短縮することが適当。
- ・改正後の実用新案制度の内容について周知を図るよう努めることが必要。

（３）引き続き検討すべき課題

- ・権利付与対象の拡大について、技術の発展状況等を考慮しつつ、更に検討を続けるべき。
- ・進歩性の基準について、更に検討を続けるべき。
- ・評価書作成機関の民間開放について、更に検討を続けるべき。

「知的財産情報開示指針」

知的財産政策部会経営・情報開示小委員会（平成16年1月27日）

指針の概要

知的財産立国実現に向けて一層の知的財産の活用を促進するには、企業が事業戦略及び研究開発戦略と連携を図りながら知的財産戦略を推進していくことが重要である。このためには、知財経営に積極的に取り組む企業が市場に正当に評価されることも重要である。

このような観点から、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（2003年7月）において、知的財産情報開示の指針を策定することとされていることを受け、以下の指針を取りまとめた。

（1）情報開示の基本的考え方

- ・あくまでも任意の開示であること。
- ・「知財経営」を表すものであること。
- ・前提条件となる事項や数量的裏付けを伴うこと。
- ・原則として、連結ベースかつセグメント単位であること。
- ・大企業のみならず、中小・ベンチャー企業にも有効であること。

（2）開示媒体

組織的取組によって、「知的財産報告書」を作成することが望ましい。

（3）開示情報

中核技術と事業モデル

研究開発セグメントと事業戦略の方向性

研究開発セグメントと知的財産の概略

技術の市場性、市場優位性の分析

研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携

知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する指針（指針の実施を含む）

ライセンス関連活動の事業への貢献

特許群の事業への貢献

知的財産ポートフォリオに対する方針

リスク対応情報

（4）その他

知的財産推進計画2004では、「知的財産情報開示指針」を踏まえた「知的財産報告書」の作成企業が100社を越えるよう、2004年度は、普及啓発等の支援を行うこととされている。

「知的財産戦略指標の策定に向けた中間整理（報告書）」

知的財産政策部会経営・情報開示小委員会（平成16年6月7日）

報告書の概要

知的財産を核とした産業競争力強化のためには、国全体・企業・企業内部間等の各レベルで、知的財産関連パフォーマンスを測定・評価し、将来の目標設定ができる必要がある。また、「知的財産推進計画2004」（2004年7月）において、知的財産戦略指標を策定することとされていることを受け、以下の報告を取りまとめた。

（1）マクロベースの知的財産戦略指標

産業界・大企業の知財分野における競争力について国家間比較ができるもの。指標として、研究開発集約度、研究者一人当たり研究開発度、研究者比率、特許生産性、研究開発費効率、就業者一人当たりGDP、TFP（全要素生産性）、特許収益性の8項目を設定し、レーダーチャートを用いて主要5ヶ国（日米英独仏）を比較。

（2）ミクロベースの知的財産戦略指標

公開データに基づいて企業間比較ができるような知的財産戦略指標。ミクロベースでは、3通りの手法：因子分析、グラフによる分析、構造式による分析を用いて検討を行った。それぞれの分析から、業種毎に目的変数（ROE等）に影響を与える有効指標を抽出。

（3）企業内における戦略的知的財産マネジメントのための知的財産戦略指標（各企業における指標策定の際に参考となるべきガイドラインの策定）

研究開発担当者用及び知的財産担当者のそれぞれのための参考指標の候補を抽出。さらに、それぞれ数量的判断が可能な指標とそうでない指標を列挙。

（4）その他

知的財産推進計画2004では、「2004年度は、知的財産の戦略的活用に関し、各企業が自ら知的財産戦略を策定する上での一助となるような指標の策定を目指して検討をする」とされている。

「知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方中間論点整理（報告書）」

知的財産政策部会流通・流動化小委員会（平成16年6月18日）

報告書の概要

企業が資金調達、事業売却等の局面で戦略的に知的財産を活用するためには、知的財産が有する価値に関し客観的に評価できる基準が確立されることが必要である。この観点から、「知的財産推進計画2004」（2004年7月）において、知的財産の価値評価手法を確立することとされており、特許権、商標権、著作権について、以下の報告を取りまとめた。

（1）特許権の価値評価の前提

特許群の価値評価をする際、既にCF（キャッシュフロー）を生み出しているものと、生み出していないものとは場合分けをして論点整理した。

上記を踏まえ、価値評価をする目的別に、需要側・供給側といった立場毎にどのような価値評価手法があるのか論点整理した。

- ・ 相対取引価格設定目的
- ・ 実施権許諾料算定目的
- ・ M & Aにおけるプレミア付与のための価値評価目的
- ・ 担保価値設定目的

（2）商標権（ブランド）の価値評価の前提

ブランド価値評価では、信用力、他社と比した事業の優位性、といった主観的なデータにより価値を測ることになるため、多様な評価手法が存在するが、次の共通の論点毎に留意点を整理した。

- ・ ブランド対象範囲の明示
- ・ 推定・変換根拠の明示
- ・ 資本コスト（割引率）の根拠の明示
- ・ 評価期間
- ・ マーケティング・リサーチデータの使用法の概要

（3）著作権の価値評価の前提

類似取引比較法を参照しつつ、DCF法（将来の事業シナリオから将来のCFを予測し、リスクに応じた割引率によって割引くことにより現在価値を求める手法）が使用されているが、算定根拠の明示が必要。

（4）その他

知的財産推進計画2004において、知的財産の客観的な価値評価基準の在り方について、2004年度中に検討・整理することとされている。

産業金融部会

「産業金融部会中間報告

- 金融サービスの高度化とリスクマネーの供給拡大に向けて - 」

産業金融部会（平成16年6月25日）

中間報告の概要

経済の隅々にまで幅広く効果的に資金が供給されるよう、資金の出し手と取り手の間で、事業性を評価しリスクに見合ったリターンが形成される、持続可能な金融システムが構築されることが重要。

こうした点を踏まえ、以下をポイントとして提言。

1. 産業金融の方向性

(1) 金融仲介サービスの機能分化と連携・高度化の必要性

・企業部門においては、全体として資金余剰にある一方で、中小・中堅企業をはじめ資金不足主体も併存し、金融仲介機能が十分に提供されていない状況。

・一方、銀行など既存の金融機関に加え、事業活動で培ったノウハウ等を活用して投融資等を行う「ファイナンス事業者」等、新たに金融機能の一部を分化する動きが進展。多様な金融主体が有機的に連携することで、事業性に着目した多様な資金供給が活性化すると期待。

・同時に、適切なリスクの評価と管理を行うための基盤整備が重要。

(2) リスクマネーの円滑な供給等の必要性

・個人金融資産を有効活用し、経済全体でリスクを的確に評価・管理する枠組みを構築することで、企業金融をリスクとリターンに見合ったものとし、中堅・中小企業が必要とするリスクマネーの供給を促進。

2. 上記の方向性を踏まえた政策のあり方

(1) 事業性を評価する信用創造機能の強化

- ・債権や動産の有効活用促進（公示制度の整備、資産評価サービス育成等）
- ・個人保証の適正化（包括根保証の廃止等）
- ・決算書類の信用力の確保（財務管理サービスの活用促進等）

(2) 企業部門内での自立的な資金循環の促進

- ・企業間信用の活性化（取引信用保険の活用促進、電子債権のシステム整備等）
- ・事業会社における金融機能の発揮・活用

（事業会社のファイナンス事業振興、リスク管理の促進）

(3) リスクマネーの供給拡大

- ・流動化・証券化等の促進
- ・金融所得課税の一元化

「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」

産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会（平成16年4月28日）

報告書の概要

産業金融機能強化の観点から、企業間信用の活用を図るため、債権（売掛債権）の電子的な取扱いについて、現行実務の法的安定性を明らかにするとともに、将来の在り方について立法措置の可能性を含め検討を実施。

1．電子債権を巡る状況

- ・ 中小企業の保有する売掛債権（売掛金・受取手形）は、土地の価値と比べても大きな資産であり、その資金調達における利用可能性は高い。
- ・ 近年、売掛債権を電子的に取り扱う民間サービス（親企業・下請企業間一括決済方式、電子手形サービス等）が拡大。
- ・ 韓国では電子債権の法制化の取組がなされ、2004年3月には電子手形法が成立。

2．現行法下における電子債権への取組 - 課題と対応の方向性 -

- ・ 法的には債権の二重譲渡や差押えなど、外部との対抗関係が論点。
- ・ 現行サービスは、その法的構成から、転々流通を想定した債権譲渡型、限定的な流通（資金化のための金融機関への譲渡のみ）を想定した債権譲渡型、債務引受型に分類できる。
- ・ 各サービスでは、民法等の現行法を基礎とし、当事者間の約款で一定の取決めを行うことで、システム参加者間の取引の安定性を確保。

3．将来的な電子債権に関する展望

- ・ 「電子債権法（仮称）」を立法し、債権の電子的な取扱いに関する法的関係（電子債権の発生・消滅等の基礎的要件、対抗要件、安定性など）を明確化することで、より一層の法的安定性が実現され、企業間信用の拡大、資金調達における活用拡大を期待。
- ・ 制度の詳細については、中小・中堅企業等のニーズを踏まえつつ、立法を検討する段階で明確化することが必要。

「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会 報告書」
産業金融部会産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会（平成16年4月30日）

報告書の概要

1．金融所得課税に関する改革の基本的方向

産業金融機能強化の観点から、リスクマネー供給促進のため、最近の税制改正で進められている「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する必要がある。このため、金融所得課税について、他の手段による資金運用の場合と比べて、リスクの高い金融商品への投資の場合が不利とならないような税制体系の構築に向けて、以下の検討を実施。

2．金融商品の範囲など

- ・一元化の対象となる金融商品は、株式、投資信託、預貯金、公社債、これらの複合商品や証券化商品、ファンド関連、デリバティブ組込、貯蓄性を有する保険商品など、将来のキャッシュフローの取引という本質に着目し、包括的に対象とすべき。
- ・税率は低率で同一（投資家間・金融商品間）とすることが必要。
- ・リスクマネー供給の観点からはキャピタルゲイン・キャピタルロス課税の適正化が最も重要であり、金融商品に関する損益通算を基本的に認めることが不可欠である。また、単年度で控除しきれない分についての損失の繰越も広く可能とするべき。

3．集団投資スキーム（証券化・流動化等におけるピークル金融）

- ・集団投資スキームは、産業金融の手法や主体の多様化を促進するとの観点から大変有用な仕組みであると考えられ、税制面においても使いやすいものとするを期待。
- ・具体的には、「導管」を通じた所得は、信託型・会社型・組合理型といったそれぞれの導管性の根拠・特性に拠りつつ、一元化された金融所得に分類され、損益通算が行えることなど一元化の効果が及ぶこと、そしてその旨が明らかにされることが必要。

4．優遇措置（エンジェル税制の充実など）

一層のリスクマネー供給促進の実現のため、金融所得課税一元化の方向の中で、中小ベンチャー企業への投資活性化を図るエンジェル税制のような優遇措置の充実が望まれる。

5．納税実務

個人投資家が多様な金融商品に投資し、それらの損益通算を幅広く行うとすれば、各納税者の金融所得を負担のない方法で識別する仕組みが必要。また、現状を踏まえた納税実務として、源泉徴収を活用しつつ申告納税を行う方法が妥当。

広範な損益通算を実現可能とする納税者のメリットシステムとして、本人識別の方法（いわゆる納税者番号）を選択的に導入することが考えられる。

「新たな企業金融機能のあり方に関する検討小委員会 中間報告」

産業金融部会新たな企業金融機能のあり方に関する検討小委員会（平成16年5月28日）

報告書の概要

我が国の産業金融機能を強化するため、リスクを適格に評価、管理する融資の促進、信用仲介チャネルの多様化、中堅・中小企業へのリスクマネー供給の促進といった観点から検討を進め、以下の提言を行った。

1．事業性を評価する新しい信用創造機能の創出に向けた方策

(1) 債権や動産の有効活用促進

動産譲渡の公示制度創設、債権譲渡の公示制度拡充、「電子債権法（仮称）」の整備等及びその活用促進のための政策支援や普及啓発。

(2) 個人保証の適正化

保証の上限や期限を設定しない包括根保証の廃止など、個人保証の制度見直し。具体的には、個人保証に代替するリスク補完の枠組みの提供や、経営者等の保証を求めない融資慣行の確立に向けた政策支援。

(3) 決算書類の信用力の確保とコベナントの導入促進

決算書類の信用力を強化する財務管理サービスを活用した融資の促進、創業時の資金繰りの安定等に資するコミットメントライン導入の検討。

(4) 信用リスクに関するインフラ整備

データの真正性・網羅性向上や流動化・証券化段階での活用促進などの機能強化。

2．企業部門内での自立的な資金循環の促進に向けた方策

(1) 企業間信用の活性化

取引先の経営破綻時の売掛金の回収不能に対応する「取引信用保険」の活用促進に向けた政策支援。

(2) 事業会社における金融機能の発揮・活用

事業会社が金融機能を積極的に発揮・活用して産業資金の円滑な循環を実現するため、事業会社のファイナンス事業の振興、リスクマネジメント手法の企業経営への積極的な導入促進等に向けた環境を整備。

3．リスクマネーの供給拡大に向けた方策

(1) エクィティ性資金の提供のあり方

事業インフラ資産に係る財務コア資金（エクィティ性資金）を確保するため、DDS手法や、延長オプション付ローン等の導入促進に向けた基盤を整備。

(2) リスクシェアリングの促進

リスクマネーの供給拡大に向け、多様な担い手の間でリスクを適切に分担する流動化・証券化手法等の促進のため包括的な取組。

総合資源エネルギー調査会・エネルギー環境合同会議

「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会エネルギー環境合同会議中間とりまとめ
～10の提言～」(平成16年6月16日)

報告書の概要

エネルギー・環境問題を取りまく、近年の内外情勢の変化を踏まえ、広く国際政治情勢を俯瞰し、また、我が国経済社会の中長期的な動向等見据えた幅広い見地からエネルギー環境政策を検討するために本年1月から約半年間に及ぶ審議を実施し、その成果を以下の「10の提言」として中間的にとりまとめた。

< 10の提言 >

国家戦略としてのエネルギー環境政策の立案・実施

アジアワイドでのエネルギー環境政策の展開

エネルギーセキュリティ向上に向けた多角的・戦略的取り組み

地球環境問題の解決に向けた積極的な国際貢献

水素エネルギー社会の実現に向けた総力の結集

世界に冠たる省エネ国家の実現

天然ガス導入促進など化石燃料のクリーンユースの拡大

原子力エネルギーの積極活用

新エネルギーの導入促進

技術を核とした国際競争力あるエネルギー関連産業の創造